

次世代育成支援対策推進法に伴う一般事業主行動計画

平成 23 年 4 月 1 日施行
平成 27 年 4 月 1 日改定

奈良県国民健康保険団体連合会

次世代育成支援対策推進法の定めにより、平成 23 年 4 月 1 日から、職員等の人数が 101 人以上の事業所についても、「一般事業主行動計画」の策定が義務化されました。

本会では、次世代育成支援対策推進法の指針を踏まえ、職員が仕事と子育ての両立支援のため雇用環境の整備及び働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備について、下記のとおり行動計画を策定します。

記

1. 計画期間

計画期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 2 年間とします。なお、必要に応じ、計画の見直しを行うものとします。

2. 目標

(1) 男性の子育て目的の休暇の取得促進について

毎年 5 月に男性職員の育児休業取得促進に向けて、「男性の育児参加のための休暇」についての周知と促進を図る。

(2) 育児・介護休業制度について職員に対して制度等の周知を図り、取得促進に努める。

毎年 5 月に制度や就業規則内容を周知する。

(3) 時間外労働の削減を図るための措置を実施

①恒常的に時間外労働が継続している部署について、課題解消に向け具体的事項を実施する。

②月 30 時間を超える時間外労働を行っている職員に対して、産業医による健康相談を義務付ける。

3. 一般事業主行動計画の公表方法及び職員への周知方法

一般事業主行動計画の公表については、本会ホームページにより公表します。また、職員には、書面により周知することとします。